

連携協議会の枠組みで取扱う必要のある 今後の主な課題

1. 課題

①仮置場関係

- ・ 工事廃棄物等の仮置場の確保
- ・ 公益事業者（J R ・ 電力会社 ・ 電話事業者等）
が排出する工事廃棄物の取扱い

②その他

- ・ 仮置場に保管した工事廃棄物等の搬出先の確保
(例：中間処理施設、最終処分場)

2. 課題への対応・進め方

- ・ 今後、部会若しくは幹事会において調整、検討を進め、内容に応じて総会へ報告又は総会に諮り方針を決定。

避難指示区域内の工事廃棄物・副産物に係る
仮置き場の設置状況調のとりまとめ（暫定値）

1. 平成25年度前期における工事について

	市町村数	機関数	合計
① 仮置き場を必要とする工事が無い	5	2	7
② 再利用・中間処理等	1	2	3
③ 仮置き場に搬入	1	2	3
④ 工事廃棄物・副産物を場内保管	1	4	5
⑤ 仮置き場が無いため着手できない	3	3	6
合計	11	13	24

2. 仮置き場の確保状況

	市町村数	機関数	合計
① 仮置き場は不要	1	0	1
② 仮置き場を確保済み	1	1	2
③ 仮置き場設置のための調整中	4	6	10
③-1 自ら設置	3	3	6
③-2 市町村をとおして設置	0	2	2
③-3 環境省と調整	1	1	2
④ 今のところ取組んでいない	4	1	5
合計	10	8	18

3. 仮置き場調整部会の設置について

	市町村数	機関数	合計
① 今すぐ必要	3	3	6
② 必要	2	1	3
③ 今は不要	4	2	6
④ 不要	1	2	3
合計	10	8	18

※設問1は、複数分類したため、設問2、設問3の合計数とは一致しない。

※18機関から提出された数値を集計したものであり、現時点で未提出もあるため暫定値となっている。今後全機関がまとまり次第、再集計するものとする。

4. 主な共通課題

- 建設副産物の再利用の促進
 再利用基準や安全確認方法などの明確化
- 工事廃棄物の環境省設置仮置き場への搬入
- 新規仮置き場の確保
 - ①一般住民に対する安全性の説明
 - ②共通利用による効率化
- 中間処理施設や最終処分場の確保

仮置場調整部会の設置に関する今後の流れ等について

- 今後、仮置場設置状況調を踏まえ、「調整部会の設置が必要」と回答いただいた市町村・機関の方に、当局から個別に詳細な状況を伺わせていただきます。
- また、調整部会は市町村ごとに設置することとなりますが、広域インフラの整備を担当されている機関の関係する市町村は複数になることが想定されます。
そのため、調整部会構成員の選定にあたりましては、関係市町村、機関のご意向を反映するため事前に十分協議させていただきます。
- 状況を把握した後、規約に基づき、連携協議会事務局である福島環境再生事務所と原子力災害現地対策本部との合意の上、仮置場調整部会を設置いたします。
- なお、規約では、協議会構成員が福島復興局に求めることになっていますが、今回は事前に提出いただきました仮置場設置状況調を求めとして扱います。

※規約第 10 条抜粋

(工事廃棄物等の仮置場調整部会の設置)

- 第 10 条 仮置場の確保・運用に関して、弾力的に一元的な調整を行うため、協議会構成員の求めに応じて、市町村ごとに、工事廃棄物等の仮置場調整部会(以下、「仮置場調整部会」という。)を設置することができる。
- 2 前項の求めは、福島復興局に対し行う。
- 3 第 1 項の求めがあった場合、福島復興局は、速やかに仮置場調整部会の設置について、福島環境再生事務所及び原子力災害対策現地本部の合意を得て、協議会構成員に対し仮置場調整部会の設置を通知する。